



児童虐待とは？

児童虐待とは、保護者（親、または親に代わる養育者）によって子どもに加えられる行為です。

《虐待の種類や内容》

[身体的虐待]

叩く、殴る、蹴る、たばこの火などを押し付ける、戸外に長時間しめだす など

[性的虐待]

子どもへの性的行為、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体などにする など

[ネグレクト（養育の放棄、怠慢）]

適切な衣食住の世話をせず放置する、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車中に放置する など

[心理的虐待]

言葉による脅かし・脅迫、無視・拒否的な態度、きょうだい間での極端な差別扱い、子どもの目の前で配偶者などに対して暴力をふるう（DV） など

本年4月に児童福祉法などが改正され「体罰は許されないもの」として法定化

《体罰の例》

- ・何度も言葉で注意したが言うことを聞かないので、頬を叩いた
 - ・いたずらをしたので、長時間正座をさせた
 - ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- しつけの目的は「きちんとした生活習慣や社会のルールなど、自立して生きていくために必要なことを子どもに教えること」です。

わが国では「しつけのために子どもを叩くことはやむを得ない」という意識が根深く存在します。しかし、体罰が徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も見受けられます。

今回の法改正は、保護者を罰したり、追い込むことが目的ではありません。体罰によらない子育てを応援するため、子育て中の保護者に対する支援を含めて社会全体で取り組みましょう。

体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします

子どもの頃につらい体験をした人は、脳にさまざまな変化を生じているとの研究結果が報告されています。親は「愛の鞭」のつもりでも、子どもには目に見えない大きなダメージを与えます。

体罰を受けた子どもは、親子関係の悪化、精神的な問題の発生など「望ましくない影響」が大きいと報告されています。

○身の回りで気になる子どもがいたり、自分の子育てに悩んでいる人は、まずはご相談ください。子どもの安全・命が最優先です。「おかしい」と感じたら連絡しましょう。
※児童福祉法では、保護や支援が必要な子どもを発見した場合の連絡（通告）を、国民の義務と定めています

相談先・通告先

- ・市子ども課（養育、児童虐待、DVなどに関すること） ☎22-5121
 - ・市健康推進課（妊娠・出産、母子保健に関すること） ☎22-0179
 - ・児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189「いちはやく」（通話無料・24時間対応）
 - ・児童相談所相談専用ダイヤル ☎0570-783-189「なやみ・いちはやく」
- ※子どもの生命に危険があると考えられるときは、110番（警察）へ通報を

初めの1歩

上中島子ども園 園長 藤原 安

園長先生のおはなし

こども園は新年度が始まりました。子どもが家族という社会から、初めて外の社会へ一歩踏み出すときです。4月は先生と保護者が実態の把握、受容、相談事や共感を繰り返します。お互いに分かり合うための時間をかけ、関係作りが始まるのです。

子どもは周囲への依存を元自立へと向かいます。先生との応答の中で安心して自己発揮していく過程が大切だといわれています。発達に必要な経験はそこから積み重なっていくからです。身近なものから世界を広げていくので「何が好きな」と先生は試行錯誤しながら保育します。どうぞ保護者の皆さん、子どもの目線で興味・意欲の種を探してみてください。きっとその種は周囲のまなざしや声掛けで大きく膨らむと思えます。褒めたり認めたり、場面に合わせ表情や言葉で伝えましょう。園と保護者の皆さんが信頼関係を基盤に役割を確かめながら、新しい子どもの生活を支えていきたいものです。

遊び場づくりワークショップ『みんなでつくる 鈴子広場』メンバー募集

市は「釜石には遊び場がない」「公園はあるけど遊具が古い」などの意見を受け、第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）において『遊び場開拓』を重点プロジェクトに掲げ、子育て家庭が集える場の整備に取り組みます。その第一弾として、鈴子広場の整備に当たり、遊び場づくりワークショップのメンバーを募集します。

【応募資格】

- 次の(1)～(3)の条件を全て満たす人
- (1)次の①～④のいずれかに当てはまる人
- ①未就学児の保護者
 - ②小学生の保護者
 - ③障がいのある子どもまたはその保護者
 - ④その他、遊び場づくりに携わりたい人
- (2)市内に居住している人
- (3)月に1回（全部で3回程度）の会議（土・日曜日の日中に開催予定）に参加できる人

【報酬など】

委員報酬、謝礼、交通費などは支給しない

【応募期限】

令和2年5月1日(金)

【応募方法】

- ・応募用紙に必要事項を記入の上、市子ども課に提出してください
- ・メールやFAXでの応募も受け付けます
- ・応募用紙は、市子ども課、各地区生活応援センターに備え付ける他、市のホームページからダウンロードできます

問い合わせ 市子ども課 次世代育成係 ☎22-5121

受講者募集 「釜石市働く婦人の家」前期定期講座

【対象】 市内に在住または在勤の人
【場所】 働く婦人の家
【受付】 4月22日(水)8時30分～
※定員になり次第締め切り

【申込方法】 窓口または電話でお申し込みください
【その他】 講座は、新型コロナウイルス感染症の状況により、中止となる場合があります。

No.	科目	定員	日時	持ち物	受講料(教材費)
1	ウォーキング講座	30人	5月13日(水)10時～12時	タオル、運動靴、水分補給用の飲物	無料
2	春の寄せ植え講座	15人	5月15日(金)10時～12時	軍手	2,000円
3	衣類のリメイク講座	10人	5月19日(火)、26日(火) 2回コース 10時～15時	布、裁縫セット、ミシン(持ち込み可能な方)、昼食	無料
4	身近な食材を使ったスモーク作り講座	16人	5月22日(金)10時～12時	エプロン、三角巾、密閉容器	1,000円
5	本場の肉まん作り講座	12人	5月31日(日)10時～12時	エプロン、三角巾、密閉容器	800円
6	エコクラフト講座【夜間コース】	10人	6月3日(水)、10日(水)、17日(水) 3回コース 18時～20時	はさみ、木工用ボンド、洗濯ばさみ30個、おしぼり	1,000円
7	パンとジャム作り講座	10人	6月7日(日)10時～12時	エプロン、三角巾、密閉容器	1,000円
8	かんたんに出来るソーセージ講座	16人	6月10日(水)10時～12時	エプロン、三角巾、密閉容器	1,000円
9	和食講座(旬の炊き込みご飯)	12人	6月16日(火)10時～12時	エプロン、三角巾、密閉容器	1,000円
10	ナタリーのヨガ講座(女性限定)【夜間コース】	12人	6月20日(土)18時～20時	タオル、ヨガマット、水分補給用の飲物	無料
11	ナタリーのヨガ講座(女性限定)	12人	6月21日(日)10時～12時	タオル、ヨガマット、水分補給用の飲物	無料
12	イタリアン料理講座(鶏の煮込みトスカーナ風)	12人	6月27日(土)10時～12時	エプロン、三角巾、密閉容器	1,000円

問い合わせ 働く婦人の家 小川町4-2-5 ☎23-2017